

アスベスト除去作業チェックリスト 2/2

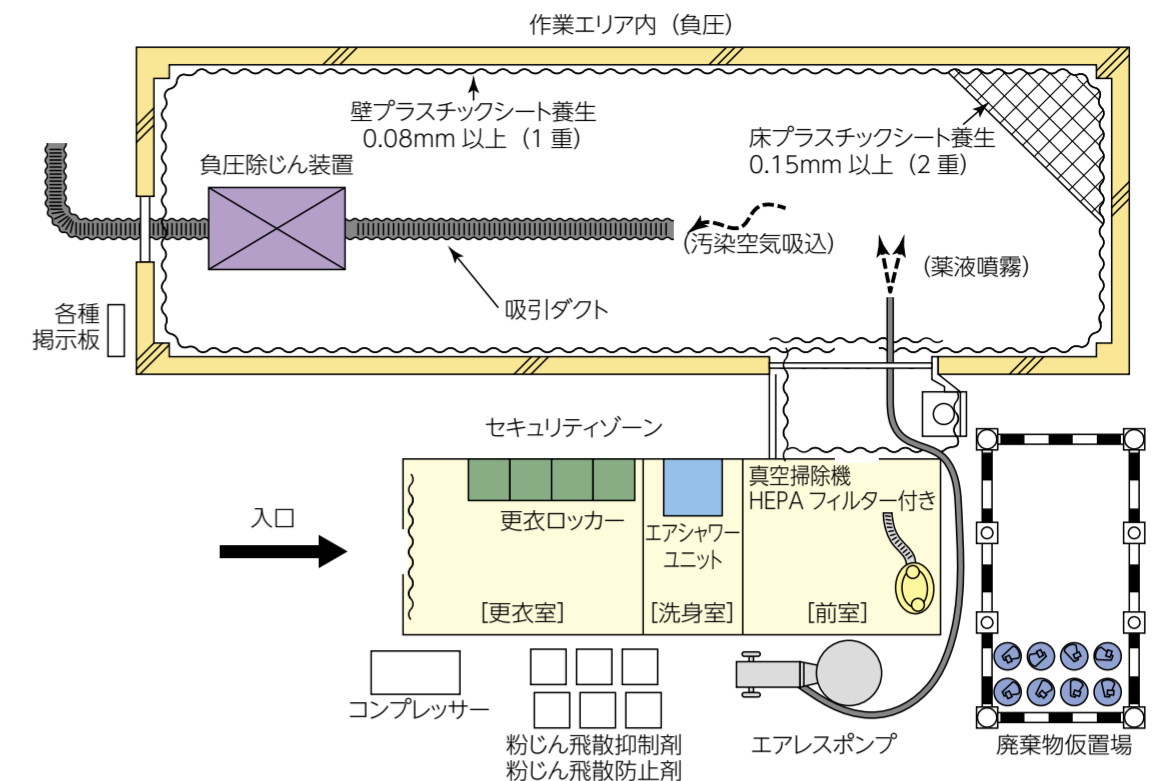
作業所での実施事項	確認	関係法令・備考
アスベスト建材(レベル1・2)除去作業		
【除去作業の準備】		
作業エリアの作業前事前清掃(HEPAフィルター付き真空掃除機)		石綿則第30条
壁・床面の養生		大気汚染防止法第18条の14
既設物・照明器具・調度品・什器備品等の養生		大気汚染防止法第18条の14
足場等の組み立て		安衛則第518条～第529条
作業場所の隔離措置		石綿則第6条
セキュリティゾーン(前室、洗身室、更衣室)の設置		大気汚染防止法第18条の14、石綿則第6条
HEPAフィルタ付集じん・排気装置の設置及び動作確認		大気汚染防止法第18条の14、石綿則第6条
作業場所及び前室の負圧化、負圧の確認		大気汚染防止法第18条の14、石綿則第6条
排気気流・漏洩の有無の確認		大気汚染防止法第18条の14、石綿則第6条
作業前粉じん濃度測定(敷地境界、作業場所)		粉じん濃度測定については都道府県の条例を確認すること
帳簿の備え付け		廃棄物処理法第12条の2第14項
【除去作業】		
保護衣・呼吸用保護具・安全带・保護帽などの使用		石綿則第14条 隔離空間での吹付け材の除去作業の場合、電動ファン付き呼吸用保護具と同等以上のものに限る 基安化発00912第1号(平成26年9月12日) 日本工業規格JIS T 8115の浮遊固体粉じん防護用密閉服(タイプ5)同等品以上のものであることを確認(レベル1・2)
飛散抑制剤の吹付けと含浸確認		大気汚染防止法第18条の14、石綿則第13条
石綿の除去作業中の墜落・転落・感電防止措置の確認		安衛則第330条・第333条・第518条～第529条
作業中粉じん濃度測定(敷地境界、セキュリティゾーン前、負圧除じん装置排気口付近)		労働省告示第46号(昭和51年4月22日)作業環境測定基準 労働省告示第79号(昭和63年9月1日)作業環境評価基準 基安発03331017号(平成17年3月31日)屋外環境測定 石綿則第36条 36条は常時取り扱い屋内作業所に対する規定であるが、法規定ではなくても、簡易式でも実施することは原則の本旨に沿うものである ※東京都などは条例を制定
除去した石綿の2重袋詰め・結束(専用袋)		石綿則第13条 廃棄物処理法第12条の2第2項、廃棄物処理法施行令第6条の5第1項 固型化、その他飛散防止の措置を講じ、2重袋詰め
養生シート面(床面・壁面・足場上等)の飛散防止剤の吹付け、空中散布		大気汚染防止法第18条の14
養生シート面の清掃(HEPAフィルター付き真空掃除機)		大気汚染防止法第18条の14
廃石綿の適正保管状況の確認・管理		石綿則第32条、廃棄物処理法第12条の2第2項
【後始末作業】		
隔離解除前の粉じん確認(作業場所)		大気汚染防止法第18条の14
養生シートの撤去と2重袋詰め・結束(専用袋)		大気汚染防止法第18条の14、除去 廃棄物処理法第12条の2第2項、廃棄物処理法施行令第6条の5第1項 固型化、その他飛散防止の措置を講じ、2重袋詰め
仕上げ清掃(HEPAフィルター付き真空掃除機)		大気汚染防止法第18条の14
作業完了後粉じん濃度測定(敷地境界、作業場所)		粉じん濃度測定については都道府県の条例を確認すること
【産業廃棄物搬出作業】		
積み込み搬出(特別管理産業廃棄物)		廃棄物処理法第12条の2第1項
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理		廃棄物処理法第12条の3
廃石綿(特別管理産業廃棄物)の処理		廃棄物処理法第12条の2第1項
アスベスト建材(レベル3)除去作業		
【除去作業】		
作業衣・呼吸用保護具・安全带・保護帽などの使用		石綿則第14条
除去部材への湿潤化		石綿則第13条
石綿含有建材の除去		基安化発1117第2号(平成27年11月17日) 原則、手ばらしで、破砕・切断等を伴わない方法で行う
石綿含有建材除去作業中の墜落・転落・感電防止措置		安衛則第330条・第333条・第518条～529条
石綿含有建材の集積・結束・適正保管		石綿則第32条、廃棄物処理法第12条第2項
【産業廃棄物搬出作業】		
積み込み搬出(石綿含有建材の産業廃棄物)		廃棄物処理法第12条第1項
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理		廃棄物処理法第12条の3
工事完了・事後処理		
【報告・保存】		
再資源化等完了報告の作成・報告・保存(元請→発注者)		建設リサイクル法第18条
石綿使用建築物に係る解体撤去工事報告書提出		都道府県条例(完了後) レベル1・2が対象であるが、レベル3は条例により提出の必要な場合がある
作業記録の保存(40年間)		石綿則第35条

注:「石綿」の正式名称は「いしわた」である。建設工事作業所では「せきめん」「アスベスト」とも呼称されており、本シートではそれらの呼称を、慣習的に混在して表記した。それらはいずれも正式名称「いしわた」を示すものである。

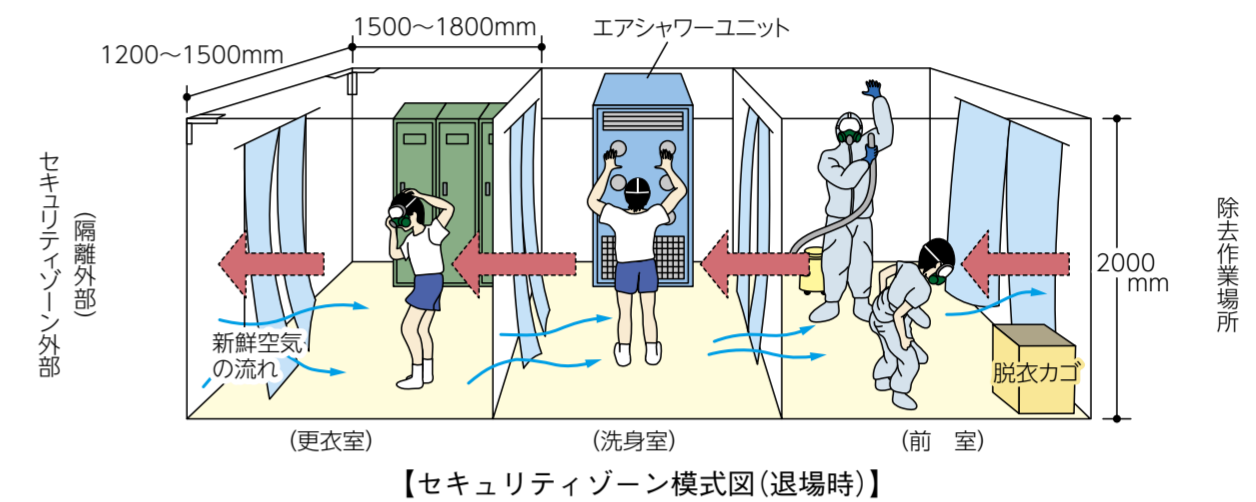
安衛法…労働安全衛生法
安衛則…労働安全衛生規則
石綿則…石綿障害予防規則

廃棄物処理法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律
建設リサイクル法…建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

■作業場と前室(セキュリティゾーン)の配置■



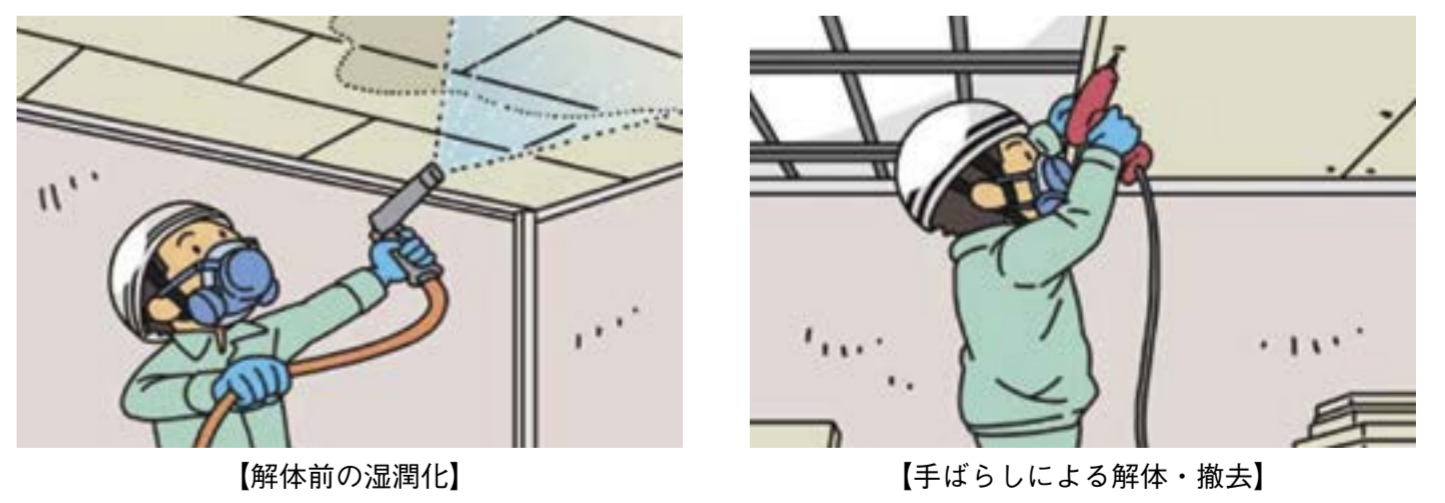
■前室(セキュリティゾーン)■



■レベル1・2除去作業■



■アスベスト建材(レベル3)除去作業■



■環境測定■

